

様式第5号

福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

福島県知事 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号 0711200795

※ 複数の事業所を一括して提出する場合、事業所番号欄は記入不要。様式第5号(添付書類1)にて、一括して記載すること。

事業者・開設者	フリガナ 名称	トク化エリカドホカゲンハラマチヒバリ 特定非営利活動法人はらまちひばり			
主たる事務所の所在地	〒975-0018 福島 都・道 南相馬市原町区北町 522 番地 府・県	電話番号	0244-24-4123	FAX 番号	同左
	フリガナ 名称	ハラマチヒバリワークセンター はらまちひばりワークセンター		提供するサービス	就労継続支援B型
事業所の所在地	〒975-0018 福島 都・道 南相馬市原町区北町 522 番地 府・県	電話番号	0244-24-4123	FAX 番号	同左
	複数の事業所ごと一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 ( ) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				

①	算定した加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 ( <u>I</u> II 区分なし その他 )
②	賃金改善実施期間	令和元 年 10 月 ~ 令和 2 年 3 月
③	令和元 年度分福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額	233,920 円
④	賃金改善所要額 ( i - ii )	680,000 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	31,614,890 円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	30,934,890 円
⑤	経験・技能のある障害福祉人材 ( ① ) における平均賃金改善額 ( (iii - iv) / v ) * ( 人 ) について、⑤ ( v ) のうち、実際に賃金を改善した職員の常勤換算数を記入。	101,642 円・ ( 3.5 人 )
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	11,521,548 円
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	11,165,798 円
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数 ( 常勤換算数 )	3.5 人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者	0 人】
設定できない場合の説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業所等で加算額全体が少額である。</li> <li>職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である。</li> <li>8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する。</li> <li>その他 ( )</li> </ul>	
⑥	他の障害福祉人材 ( ② ) における平均賃金改善額 ( (vi - vii) / viii ) * ( 人 ) について、⑥ ( viii ) のうち、実際に賃金を改善した職員の常勤換算数を記入。	42,664 円・ ( 7.6 人 )
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	20,093,342 円
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	19,769,092 円
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数 ( 常勤換算数 )	7.6 人
⑦	その他の職種 ( ③ ) 平均賃金改善額 ( (ix - x) / xi ) * ( 人 ) について、⑦ ( xi ) のうち、実際に賃金を改善した職員の数を記入。	円・ ( 人 )
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数 ( 常勤換算数または実人数 )	人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金	円】
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した給与の項目の種類) (基本給、手当、賞与等) )、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	<p>本年12月賞与から0.25~0.5ヵ月分を増設した。対象職員11.1人で1人当たり61,261円/年の改善を行った。⑤の「経験・技能のある障害福祉人材」とは当法人職員として研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の者とする。ただ法人設立からまだ8年目であり、また小規模なことから直ちに処遇改善を明確にすることが困難で一定期間を要すると思われる。なお、報告書には法人持ち出しの賃金改善は含めていません。</p>